



欧州投資銀行 2023年10月満期 ブラジルレアル建債券 (円貨決済型) (環境貢献債)

期間 **3年** 利率 年 **3.250%** (税引後 年2.589%)*

(ブラジルレアル建て、30/360ベース)

*税引後の利率は、小数点第3位未満を切り捨てて表示しています。なお、税率は20.315%を用いて計算しています。

売出期間:2020年10月21日(水)～2020年10月27日(火)

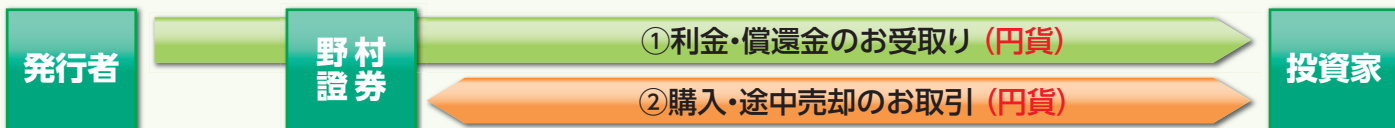
売出しの概要

売 出 価 格	額面金額の100.00%
申 込 単 位	20,000ブラジルレアル以上10,000ブラジルレアル単位
受 渡 期 日	2020年10月28日(水)
利 払 日	毎年 4月27日 及び 10月27日
償 還 期 限	2023年10月27日
格 付 ※	AAA (S&P)、Aaa (Moody's)、AAA (Fitch)

※格付は、金融商品取引法に基づく信用格付業者以外の格付業者が付与した格付(無登録格付)です。無登録格付については、「無登録格付に関する説明書」の内容をお読みください。

ブラジルレアル建債券(円貨決済型)について

本債券はブラジルレアル建ての債券ですが、ブラジル当局の通貨規制によりブラジルレアルの取引は制限されていることから、**利金及び償還金のお受取り、ならびに購入・途中売却のお取引については、以下のとおり円貨で行われます。外貨決済はできません。**



①利金及び償還金(円貨)

発行者により為替参照レート決定日の為替参照レートを用いて換算された円貨金額でのお受取りとなります。

為替参照レート : 為替参照レート決定日のブラジルレアル/日本円間の為替レート※1

為替参照レート決定日: 利払日及び償還期限の10営業日※2前の日

※1 リフィニティブ・スクリーン<BRLJPYPTAX=CBBR>ページ(またはその承継ページ等)に表示される、円/ブラジルレアル為替レート(ブラジル中央銀行が公表する1円当りのブラジルレアルの数値)のアスクサイドの逆数(1ブラジルレアル当りの円貨)

※2 (1)ブラジル(サンパウロ、リオデジャネイロまたはブラジリアのいずれか)、(2)TARGET、(3)ロンドン、(4)ルクセンブルク、(5)ニューヨーク及び(6)東京における営業日

②購入・途中売却(円貨)

お取引は、弊社が定めた適用為替レートを用いて換算された円貨金額で行われます。

ブラジルレアル・日本円間の為替レートの推移(2010年1月～2020年9月25日)



(出所) Bloomberg

(注1) 1ブラジルレアルあたりの円貨(ブラジル中央銀行が公表する為替レートに基づいております。)

(注2) 上記グラフは過去の実績であり、将来の為替相場を保証するものではありません。

ご購入にあたっての主なリスク・手数料等・ご留意事項について

- ◆本債券の利金及び償還金はブラジルレアル建ての金額が為替参照レート決定日における為替参照レートを用いて換算された円貨金額で支払われます。したがって、ブラジルレアル／日本円間の為替相場の変動によりお受取りになる円貨額が変動し、元金に損失が生じることがあります。
- ◆本債券を売却した際の精算金額は、弊社が定めた適用為替レートを用いて換算された円貨金額となりますので、ブラジルレアル／日本円間の為替相場の変動により損失が生じることがあります。
- ◆本債券を満期まで保有せず売却した場合、金利の変動等により取引価格が変動し、損失が生じることがあります。
- ◆発行者の経営・財務状況及び信用状況の悪化により損失が生じることがあります。
- ◆通貨発行国の国情の変化(政治・経済・取引規制等)により損失が生じることがあります。
- ◆ご購入時には、購入対価のみをお支払いいただきます。本債券を弊社でお預かりする場合には外国証券取引口座の開設が必要になります。なお、お預かりに係る料金はいただきません。
- ◆個人のお客様の場合、利子(為替損益がある場合は為替損益を含みます。)については、利子所得として申告分離課税の対象となります。譲渡益及び償還益(それぞれ為替損益がある場合は為替損益を含みます。)は、上場株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。利子、譲渡損益及び償還損益は、上場株式等の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。法人のお客様の場合、利子、譲渡益、償還益(それぞれ為替損益がある場合は為替損益を含みます。)については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。詳細につきましては、税理士等の専門家にお問合せください。
- ◆この表示は本債券の売出しに関する情報をお知らせするものです。本債券および本発行者に関する詳細な情報は目論見書に記載されています。本債券の購入をご検討される場合には弊社から目論見書をお渡し致しますので、必ずご覧ください。

※販売額に限りがございますので、売り切れの際はご容赦ください。

EIB - 気候変動対策の先進的存在

- 欧州投資銀行(EIB)は、ムーディーズ/S&P/フィッチからそれぞれAaa/AAA/AAAの格付を受ける欧州連合(EU)の銀行であり、最大の国際金融機関です。
 - EIBは世界最大の気候変動ファイナンスの提供者の1つであり、以下のとおり、この分野で意欲的な目標を設定しています。
 - 2020年末までに、EIBグループのすべての融資活動をパリ協定の目標に合致させる
 - 2021年末から、排出量低減対策が取られていない化石燃料のエネルギープロジェクトに対する融資を終了する
 - 2025年までに、気候対策行動・環境サステナビリティに関するEIBの融資の割合を50%以上にする
 - 2030年までの10年間で、気候対策行動・環境サステナブル投資に1兆ユーロの資金を解放し支援を行っていく
- EIBは**2007年に世界初のグリーンボンド**を発行し、現在はグリーンボンドの最大の国際的な発行体となっています。



EIBの持続可能性(サステナビリティ)に関する資金調達(2020年9月8日現在)

	気候変動への意識を高めるための債券(CAB)	持続可能性への意識を高めるための債券(SAB)
意義	気候変動の緩和	環境および社会的目標の達成
規模	312億ユーロ(発行総額) 43億ユーロ(2020年初来)	38億ユーロ(発行総額) 27億ユーロ(2020年初来)
通貨	日本円を含む14通貨	豪ドル、ユーロ、スウェーデンクローナ、米ドル
調達資金の使途	気候変動の緩和目的 (温室効果ガス排出の回避もしくは削減、 または温室効果ガスの除去の強化) 発展するEUのサステナブル・ファイナンス法制に沿って調達資金の使途の記載要項を整備 (SAB - 2018年9月の開始以降、CAB - 2019年以降)	(気候以外の)環境目的および社会目的
準拠フレームワーク	国際資本市場協会の「グリーンボンド原則」	国際資本市場協会の「サステナビリティボンド・ガイドライン」

CAB:レポーティングおよび外部評価

- CAB年次フレームワーク:CABの管理・配分の詳細およびインパクト・レポーティング(影響評価報告)(債券別、プロジェクト別)
- KPMG(独立監査人)によるCAB年次フレームワークの監査(合理的保証付き)
- EIBの手法とEUグリーンボンド基準案(2020年3月の技術専門家グループ報告書に準拠)とのすり合わせ

EIBがつけた「先鞭」

- 世界初のグリーンボンド(2007年)発行、公的発行体として初めての各種通貨建てグリーンボンドの発行(ユーロ:2007年、カナダドル:2015年、デンマーククローネ:2019年など)
- 初の調達資金配分報告書(2009年)、初の影響評価報告書(2015年)、初の独立監査人による合理的保証報告書(2016年)
- 発展するEUサステナブル・ファイナンス法制に沿った調達資金の使途の記載要項を付した初の債券発行
 - SAB:ユーロ(2018年9月)、スウェーデンクローナ(2019年9月)、豪ドル(2020年5月)、米ドル(2020年5月)
 - CAB:ユーロ(2019年4月)、ポーランドズロチおよび豪ドル(2019年5月)、デンマーククローネ(2019年6月)、英ポンド(2019年7月)、米ドル(2019年10月)、カナダドル(2020年1月)、ブラジルレアル(2020年3月)、メキシコペソ(2020年3月)、インドルピー(2020年3月)、ノルウェークローネ(2020年4月)、スウェーデンクローナ(2020年9月)

EUのサステナブル・ファイナンスに関する課題とEIB

- 2018年3月、欧州委員会は、10項目からなる「持続可能(サステナブル)な成長へのファイナンス」行動計画を開始し、その後、サステナブル投資を促進するための「タクソノミ(類型)構築に関する規則案(タクソノミ規則)」を含む、最初の主要な行動を実施する一連の取組みも開始しました。
- タクソノミ規則は2020年7月に発効しました。タクソノミ規則は、「経済活動が環境面で持続可能であるかを判断する基準を確立すること、すなわちEUサステナビリティ・タクソノミをまとめることを目指しています。
- タクソノミ規則によれば、気候に関するEUサステナビリティ・タクソノミが2020年末までに採択され、2022年中にその適用が開始されることになっています。
- サステナブル・ファイナンスに関する欧州委員会の技術専門家グループにより2019年6月に提案されたEUグリーンボンド基準は、EUのグリーンボンドの調達資金の配分が、EUサステナビリティ・タクソノミの要件に適合する経済活動に対して行われることを明確に要求しています。2019年CABフレームワークには、EIBがそのCABの内部基準をEUグリーンボンド基準(欧州委員会により整備され、折々に修正されています。)に順次合わせていく旨が記載されています。
- EIBは、発展するEU法制に沿ってCAB適格を順次拡張していくことができるように、CABの記載要項を策定中のEUサステナビリティ・タクソノミに合わせた最初の発行体です。この拡張は、適格基準の進歩的な応用および所要の手続きやITインフラの確立を通じて達成されることとなります。
- 2020年6月18日にEUサステナビリティ・タクソノミが採択されたことに合わせて、EIBは、CAB適格を以下の貸付活動に拡張することを市場向けに発表しました。
 - 革新的な低炭素技術の研究、開発および普及
 - 電気鉄道のインフラおよび車両、ならびに電気バス

2019年CABフレームワークにより調達資金を配分されたプロジェクトの事例

アイルランドのオーウェニニ陸上風力発電所の建設

目的:	陸上風力発電所の建設による再生可能エネルギーの供給
予測される効果:	プロジェクト実績の代表年の温室効果ガス相対排出量: 二酸化炭素181,000トンの削減
融資金額:	7,900万ユーロ



ベルギーのレンタル洋上風力発電所の建設

目的:	洋上風力発電所の建設による再生可能エネルギーの供給
予測される効果:	プロジェクト実績の代表年の温室効果ガス相対排出量: 二酸化炭素462,000トンの削減
融資金額:	3億ユーロ



上記のプロジェクトおよびCABフレームワークの詳細については、下記URL(英語)をご参照ください。
www.eib.org/attachments/fi/eib-cab-framework-2019.pdf

※上記は例示のみを目的としており、過去にCABの配分対象となったプロジェクトに言及したものです。CAB発行による調達資金の配分は、上記のプロジェクトや分野に限定されません。投資家は個々のプロジェクトのリスクを負うことはありません。
 予測される効果は、独立監査法人による合理的保証により監査を受けた、2020年8月の「2019年CABフレームワーク」公表時のEIBによる技術評価を反映しています。

格付会社に対し、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録の格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合、金融商品取引法により、無登録の格付業者が付与した格付(以下「無登録格付」といいます。)である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

◆登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録の格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

◆格付業者について

スタンダード&プアーズ

○格付業者グループの呼称等について

格付業者グループの呼称:S&Pグローバル・レーティング(以下「S&P」といいます。)

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号:S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社(金融庁長官(格付)第5号)

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ(<http://www.standardandpoors.co.jp>)の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付情報」(<http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered>)に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

S&Pの信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものでもありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

S&Pは、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合のみ信用格付を付与します。しかしながら、S&Pは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査、デューデリジェンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。

この情報は、2018年6月1日現在、当社が信頼できると考える情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

ムーディーズ

○格付業者グループの呼称等について

格付業者グループの呼称:ムーディーズ・インベスターズ・サービス(以下「ムーディーズ」といいます。)

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号:ムーディーズ・ジャパン株式会社(金融庁長官(格付)第2号)

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ(ムーディーズ日本語ホームページ(https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx))の「信用格付事業」タブにある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズの信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。

信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行いません。

ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

この情報は、2018年6月1日現在、当社が信頼できると考える情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

フィッチ

○格付業者グループの呼称等について

格付業者グループの呼称:フィッチ・レーティングス(以下「フィッチ」といいます。)

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号:フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社(金融庁長官(格付)第7号)

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ(<https://www.fitchratings.com/site/japan>)の「フィッチの格付業務について」内の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

フィッチの格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。

フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。

信用格付の前提、意義及び限界の詳細にわたる説明については、フィッチの日本語ウェブサイト上の「格付及びその他の形態の意見に関する定義」をご参照ください。

この情報は、2018年6月1日現在、当社が信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記フィッチのホームページをご覧ください。

目論見書のご請求は、野村證券本・支店まで。

野村證券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第142号
加入協会/日本証券業協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会、
一般社団法人 金融先物取引業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会

野村證券